

ガ ス 小 売 選 択 約 款

(空 調 夏 期 契 約)

令和 8 年 6 月 1 日実施

日 高 都 市 ガ ス 株 式 会 社

目 次

1. 適用	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 使用料の算定	2
7. 料金	2
8. 単位料金の調整	2
9. その他	3
付則 1. 実施の期日	3
(別 表)	4
1. 適用区分	4
2. 早収料金の算定方法	4
3. 料金表 1	5
4. 料金表 2	5

1. 適用

- (1) このガス小売選択約款（空調夏期契約）（以下「この選択約款」といいます。）は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、当社と需給契約を締結したときに適用いたします。
- (2) この選択約款は、当社のガス小売供給約款（以下「小売供給約款」といいます。）とあわせて適用いたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、小売供給約款の変更等に伴いこの選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 当社は、小売供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社が小売供給約款のみを変更する場合は、小売供給約款の規定によります。

3. 用語の定義

- (1) 「契約使用可能量」とは、空調用熱源機の全定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値を言います（小数点以下切捨て）。但し1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (2) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

使用者が空調機器を使用し、空調機器のガスの使用量を計量する専用のガスメーターを設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の締結

- (1) 使用者は、適用する料金その他の供給条件を定めた空調夏期契約1種または空調夏期契約2種のいずれかを契約していただきます。
- (2) 使用者は、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、契約使用可能量を定めていただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ②契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ③契約期間満了時において当社とお客様の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 本契約の契約期間満了前に解約または小売供給約款に定める一般契約への変更をした使用者が、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約

の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による、解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(4)において同じ。）。

- (5) 当社は、本契約の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別または他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

- (1) 各月分の使用量は、前月分の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行ったガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日から翌日から起算して30日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの期間については、空調夏期契約1種には、別表の料金表1（各料金表の基本料金、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を、空調夏期契約2種には別表の料金表2（各料金表の基本料金、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定し、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの期間については、小売供給約款に定める料金の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定します。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金＋0.080円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金－0.080円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

（備考）

上記の①、②算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

87,640円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表の1（3）に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

平均原料価格

$$\begin{aligned} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9501 \\ &+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0561 \end{aligned}$$

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の営業所及び支社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. その他

（1）その他の事項については、小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、令和8年6月1日から実施いたします。

2. この約款の実施に伴う切替措置

当社は、令和8年6月分検針日までに支払い義務が発生する料金については、令和8年5月31日までに適用されるガス小売供給約款に基づき算定し、令和8年7月分検針日以降に支払い義務が発生する料金については、この約款に基づき算定いたします。

(別 表)

1. 適用区分

- | | |
|-------|---------------------|
| 料金表 1 | 空調夏期契約 1 種に適用いたします。 |
| 料金表 2 | 空調夏期契約 2 種に適用いたします。 |

2. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または 8 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日（うるう年は 2 月 29 日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 1 月から当年 3 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 2 月から当年 4 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 3 月から当年 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 4 月から当年 6 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 5 月から当年 7 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 6 月から当年 8 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から当年9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。
(小数点以下の端数切り捨て)

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

3. 料金表1 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 定額基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	28, 930円
---------------------	----------

(2) 流量基本料金

1 立方メートルにつき	354. 73円
-------------	----------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	165. 32円
-------------	----------

(4) 調整単位料金

(3) の各基準単位料金をもとに、8 の規定により算定した1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表2 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 定額基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	5, 830円
---------------------	---------

(2) 流量基本料金

1 立方メートルにつき	354. 73円
-------------	----------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	198. 32円
-------------	----------

(4) 調整単位料金

(3) の各基準単位料金をもとに、8 の規定により算定した1 立方メートル当たりの単位料金といたします。